

	質問	回答
1	営業時間の短縮を要請しているエリアや事業者は。また、期間は。	<p>●今回営業時間の短縮を要請しているエリア・期間は、感染拡大傾向が続いている以下の13市町です。</p> <p>1-①11月30日(月)から12月13日(日)までの14日間 土浦市, 古河市, つくば市, つくばみらい市, 牛久市, 取手市, 境町, 阿見町, かすみがうら市</p> <p>1-②12月2日(水)から12月13日(日)までの12日間 鹿嶋市, 坂東市</p> <p>1-③12月3日(木)から12月13日(日)までの11日間 鹿嶋市, 坂東市</p> <p>2 12月14日(月)から12月20日(日)までの7日間 土浦市, つくばみらい市, 利根町</p> <p>●営業時間短縮を要請する事業者(の業種)は、スナック, バー, 居酒屋, カラオケなどの酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)です。</p> <p>●ただし、感染状況により対象の追加, 期間の延長を行う可能性があります。</p>
2	営業時間短縮要請の対象施設について、飲食店のみとした理由は。	<p>●県内の接待を伴う飲食店などの複数の飲食店でクラスターが複数発生していることや、国の分科会において示された「感染リスクが高まる5つの場面」において「飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。」「長時間におよぶ飲食, 接待を伴う飲食, 深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。」と指摘されていることから、飲食店等に限って営業時間短縮の要請を行うこととしました。</p>
3	営業時間短縮要請や外出自粛要請の根拠は。	<p>●2つの要請はいずれも、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく要請です。</p>
4	要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。	<p>●今回の要請は新型インフルエンザ等特別措置法に基づく要請であり、罰則も定められておらず、強制的な措置ではありません。</p>
5	<酒類を提供する飲食店> 22時以降の酒類の提供をやめれば営業してもよいか。	<p>●今回の要請は、「酒類を提供する飲食店」に対して、「22時から5時までの営業自粛」を要請するものであり、「酒類の提供の停止」を求めるものではありません。</p> <p>●したがって、「酒類の提供の停止」のみでは県の要請に依拠しているとは判断されません。(協力金の対象にはならない)</p> <p>●ただし、「22時から5時までの営業自粛」についても要請なので、要請に応じるか否かは、各事業者において判断してください。</p> <p>●なお、当該期間中のすべての営業時間中に酒類を提供しないこととする場合は、「酒類を提供する飲食店」に該当しなくなると考え、そもそも要請の対象外と考えております。(22時以降に営業しても差し支えない。)</p> <p>●この場合、要請の対象外となるので、協力金の対象にはならないことに留意してください。</p>
6	今回の要請について、協力金などは支給するのか。	<p>●支給いたします。(支給要件や不支給要件等は支給要綱などをご確認ください。)</p> <p>●12月9日に申請受付を開始しました。(20日までの要請期間分は25日に開始)申請方法は、郵送または電子申請となります。</p>

	質問	回答																		
7	協力金などの支給額は。	<p>●要請期間ごとに、全日程に協力いただいた方に下記の額を支給いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">1 11月30日以降12月13日までの要請期間</td> </tr> <tr> <td>1-①要請期間が14日間 (土浦市, 古河市, つくば市, つくばみらい市, 牛久市, 取手市, 境町, 阿見町, かすみがうら市)</td> <td>1店舗あたり</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>1-②要請期間が12日間 (鹿嶋市, 坂東市)</td> <td>1店舗あたり</td> <td>24万円</td> </tr> <tr> <td>1-③要請期間が11日間 (常総市)</td> <td>1店舗あたり</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 12月14日から12月20日までの要請期間</td> </tr> <tr> <td>2 要請期間が7日間 (土浦市, つくばみらい市, 利根町)</td> <td>1店舗あたり</td> <td>24万円</td> </tr> </table>	1 11月30日以降12月13日までの要請期間			1-①要請期間が14日間 (土浦市, 古河市, つくば市, つくばみらい市, 牛久市, 取手市, 境町, 阿見町, かすみがうら市)	1店舗あたり	28万円	1-②要請期間が12日間 (鹿嶋市, 坂東市)	1店舗あたり	24万円	1-③要請期間が11日間 (常総市)	1店舗あたり	22万円	2 12月14日から12月20日までの要請期間			2 要請期間が7日間 (土浦市, つくばみらい市, 利根町)	1店舗あたり	24万円
1 11月30日以降12月13日までの要請期間																				
1-①要請期間が14日間 (土浦市, 古河市, つくば市, つくばみらい市, 牛久市, 取手市, 境町, 阿見町, かすみがうら市)	1店舗あたり	28万円																		
1-②要請期間が12日間 (鹿嶋市, 坂東市)	1店舗あたり	24万円																		
1-③要請期間が11日間 (常総市)	1店舗あたり	22万円																		
2 12月14日から12月20日までの要請期間																				
2 要請期間が7日間 (土浦市, つくばみらい市, 利根町)	1店舗あたり	24万円																		
8	要請に気づかず、定められた日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象にならないのか。	<p>●原則として要請期間ごとすべてに営業時間の短縮を行った事業者が協力金の対象です。</p> <p>●要請の事実を知ることができなかったなどの特別な理由がある場合などの対応については、申請受付を開始する際などにご案内させていただきます。</p>																		
9	もともとの営業時間が午後10時前までで、要請の期間中休業したが、協力金の支給対象にならないのか	●なりません。要請の以前には午後10時から午前5時までの間に営業しており、今回の要請を受けて営業時間の短縮を行った店舗が対象となります。																		
10	通常は、20時から24時まで営業していたが、要請の期間中休業した。協力の対象になるか。	<p>●なります。 &lt;協力金の対象の可否 (例) &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>元々の営業時間</th> <th>店舗の対応</th> <th>協力金支給の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17時～23時</td> <td>17時～22時に短縮</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17時～24時</td> <td>17時～21時に短縮</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17時～20時</td> <td>休業</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>20時～23時</td> <td>休業</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※22時以降のテイクアウトの実施の有無については、協力金の支給に影響しない</p>	元々の営業時間	店舗の対応	協力金支給の可否	17時～23時	17時～22時に短縮	○	17時～24時	17時～21時に短縮	○	17時～20時	休業	×	20時～23時	休業	○			
元々の営業時間	店舗の対応	協力金支給の可否																		
17時～23時	17時～22時に短縮	○																		
17時～24時	17時～21時に短縮	○																		
17時～20時	休業	×																		
20時～23時	休業	○																		
11	協力金は営業補償なのか。	●営業時間短縮等への協力に対する協力金であり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。																		
12	支給金額が足りないのではないか。	●営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではないことをご理解ください。																		
13	同一の経営者が経営している複数の店舗について、まとめて申請してよいか。	<p>●法人格が異なり、協力金の振込先は各法人の口座になるので、個別に申請をお願いします。</p> <p>●なお、同一の法人が複数の店舗を営んでいる場合には、まとめて申請していただけます。</p>																		

	質問	回答				
14	百貨店やモールなどにテナントとして入居しているが対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●テナントとして入居している中小事業者等でも対象となります。</li> <li>●その場合、テナント毎に営業時間の短縮を行ったかの確認をする必要があります。</li> </ul>				
15	県内に複数の事業所がある場合、全ての事業所で営業時間を短縮する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、感染拡大市町村にある営業時間短縮要請の対象となる全ての事業所で営業時間短縮にご協力いただく必要がありますが、1店舗でも、営業時間を短縮していれば、協力金を支給させていただきます。</li> <li>●したがって、店舗が要請対象外地域にもある場合に、要請地域の店舗が営業時間を短縮していればその分協力金を支給します(要請対象外の地域の店舗については、県は要請していないため短縮する必要はありません。)</li> <li>●要請対象地域に複数の対象事業所がある場合、要請対象地域の全ての対象店舗で応じる必要がありますが、応じない店舗があったとしても協力金は応じた店舗数分お支払いします。</li> </ul>				
16	フランチャイジーでも協力金の対象になるか。	●フランチャイジーであっても、中小企業に該当する加盟店であり、要請対象施設であり、該当する期間、要請に応じていれば、協力金の対象となります。				
17	本社は県外だが対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本社が県外であっても茨城県内にある事業所が要請に応じていれば、対象となります。</li> <li>●ただし、大企業などは協力金の対象外になりますので、ご注意ください。</li> </ul>				
18	要請期間開始時に、いばらきアマビエちゃんに事業者登録していないと支給対象にならないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協力金の申請時にご登録いただければ、要請期間開始時に登録されていなくとも、支給対象となります。</li> <li>●なお、飲食店については、令和2年10月2日に施行された条例で、いばらきアマビエちゃんの事業者登録を義務付けられていることを申しそえます。</li> <li>また、令和2年12月31日まで「いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金」の申請を受け付けております。</li> </ul>				
19	<土浦市, つくばみらい市の店舗> 12月13日までの協力金は申請してあるが、12月20日までの協力金は改めて申請する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あります。お手数をおかけしてしまい申し訳ございませんが、延長された7日間分の協力金は改めてご申請ください。</li> <li>●添付書類は「元々の営業時間と、営業時間が短縮されたことがわかる書類」のみで、これ以外の資料は添付不要です。</li> </ul>				
20	<土浦市, つくばみらい市の店舗> 11月30日から12月13日まで、12月14日から12月20日までのどちらも要請に応じたが、まとめて申請できるか。	●まとめて申請いただけます。				
21	<土浦市, つくばみらい市の店舗> 延長期間含め、すべての要請期間に応じないと協力金は支給されないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●14日間(11月30日から12月13日まで)と7日間(12月14日から12月20日まで)のいずれかにご協力いただいた方は該当する期間について支給いたします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center; padding: 5px;">11月30日から12月13日までのみ営業時間短縮した場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1店舗あたり 28万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e67e22; color: white; text-align: center; padding: 5px;">12月14日から12月20日までのみ営業時間短縮した場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1店舗あたり 24万円</td> </tr> </table>	11月30日から12月13日までのみ営業時間短縮した場合	1店舗あたり 28万円	12月14日から12月20日までのみ営業時間短縮した場合	1店舗あたり 24万円
11月30日から12月13日までのみ営業時間短縮した場合	1店舗あたり 28万円					
12月14日から12月20日までのみ営業時間短縮した場合	1店舗あたり 24万円					